

担	平成22年5月28日 徳島労働局総務部企画室
当	企画室長 国重 雅嗣 労働紛争調整官 岡田 英樹 (電話) 088(652)9142

いじめ・嫌がらせに関する相談が年々増加
～徳島労働局に寄せられた平成21年度の
個別労働紛争解決制度利用状況について～

- ・ 総合労働相談件数 …………… 8,413件(95%増)
- ・ 民事上の個別労働紛争相談件数 …………… 1,411件(8%減)
- ・ 助言・指導申出件数 …………… 84件(11%増)
- ・ あっせん申請受理件数 …………… 21件(49%減)

(増減%は昨年度との比較)

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況～平成21年度～

平成21年度に徳島労働局へ寄せられた総合労働相談件数は、昨年度の4,313件から8,413件と倍増した。相談窓口を県内3箇所から5箇所に、相談員を2名増やしたことなどが影響しているとみられる。民事上の個別労働紛争(労使間のトラブルに関する相談)は、1,527件から1,411件に減少しているが、解雇問題が約3割を占める。近年、パワー・ハラスメントなどの「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が年々増加(※)しており、人事労務管理の個別化、雇用情勢の悪化などが原因とみられる。

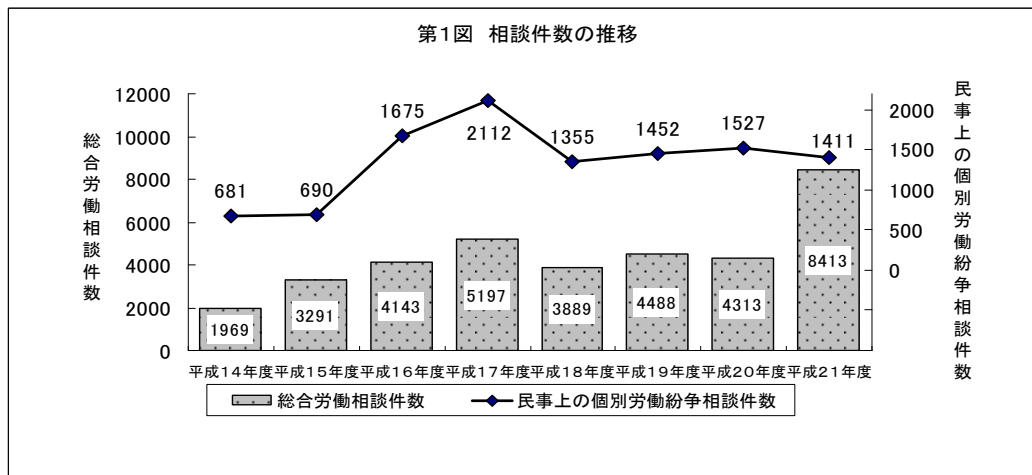
助言・指導申出件数は、昨年度の76件から84件と増加したが、あっせん申請件数は41件から21件と半減している。助言、あっせんともに費用はかからないが、助言は短期間(1～3日)で処理が終了し、約6割が解決していることから助言の利用が進み、あっせんが減少したのではないかと考えられる。

※(H17年度からの5年間に87(4%)、126(9%)、176(11%)、228(13%)、233(14%)件と増加)

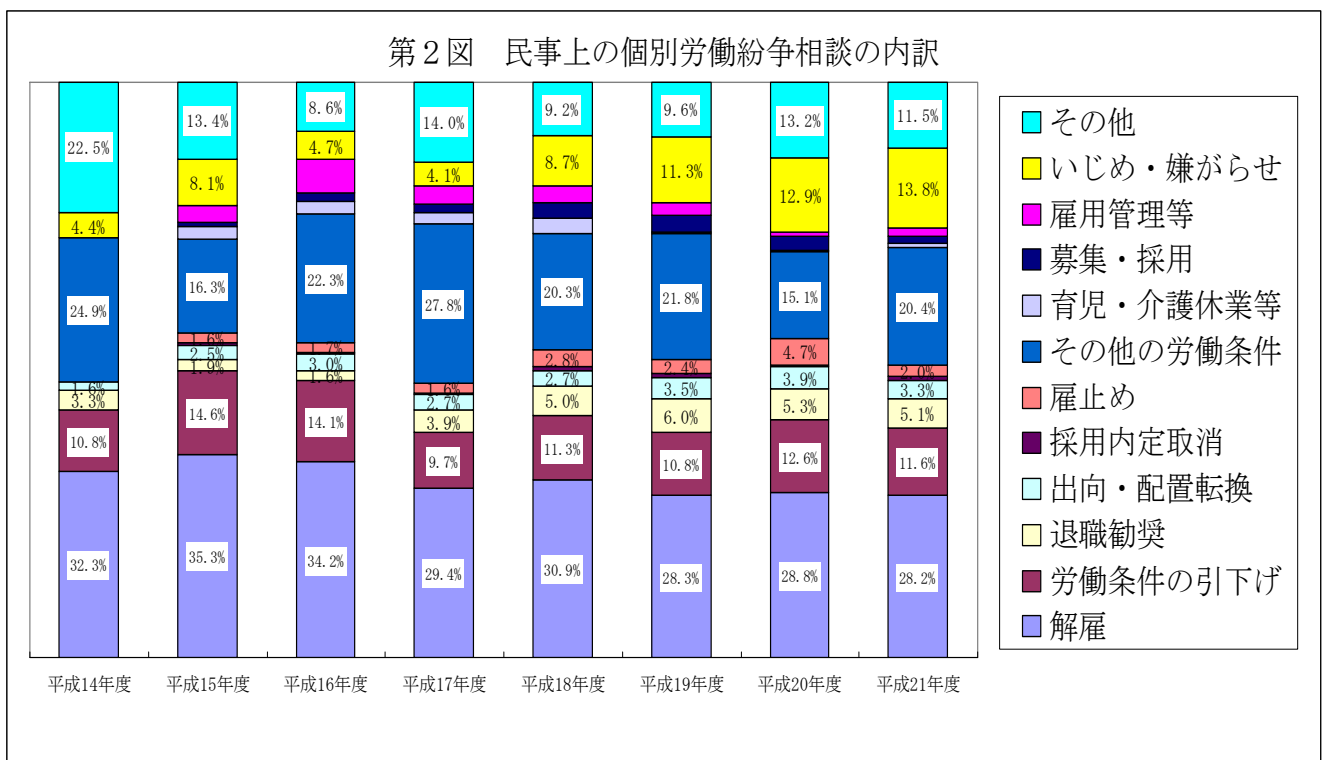
平成21年度に処理された徳島労働局における個別労働紛争解決制度の利用状況は以下のとおりである。

1. 相談受付状況

平成21年度から新たに2箇所相談コーナーを増やし、県内5箇所（徳島労働局、徳島労働基準監督署、鳴門労働基準監督署、三好労働基準監督署、阿南労働基準監督署）で総合労働相談の対応が可能となっている。平成21年度に寄せられた総合労働相談は昨年度と比べ95.1%増加した。一方、労働関係法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引き下げなどいわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談は同7.6%減少した。



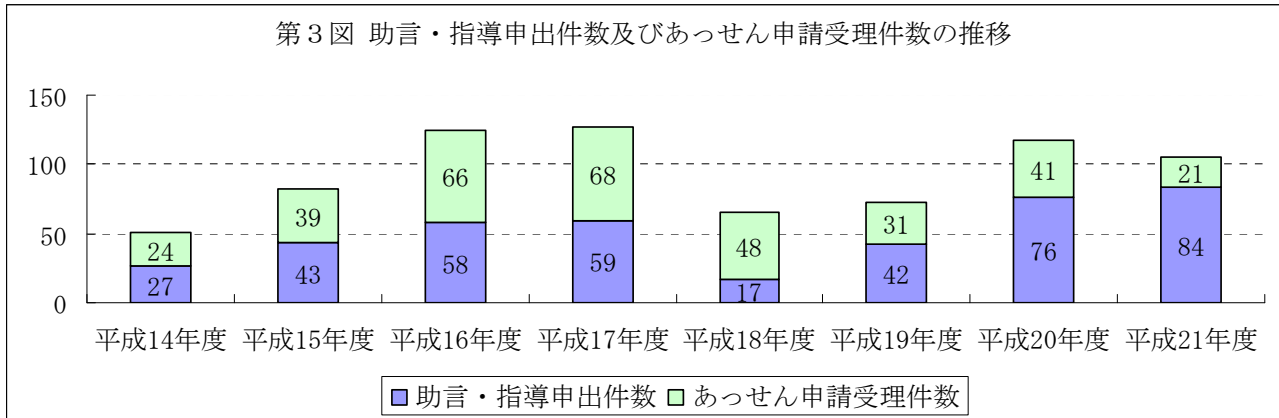
平成21年度の民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、解雇に関するものが28.2%と最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせに関するものが13.8%となっており、いじめ・嫌がらせの相談の割合が年々増加傾向にある。（第2図）



なお、解雇(普通解雇、整理解雇、懲戒解雇)の内訳を見ると普通解雇の相談が73.5%を占めるが、懲戒解雇に関する相談が前年度に比べて14件(56%増)増加している。(別添1 3.(1)②参照)

2. 徳島労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況

平成21年度の当該制度に係る助言・指導申出件数は84件、あっせん申請受理件数は21件となっている。(第3図)



助言・指導の申出の主な内容は、解雇に関するものが28%と最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせに関するものが18%といじめ・嫌がらせに関する相談が年々増加傾向にある。

あっせんの申請の主な内容は、解雇に関するものが67%と最も多く、次いで、労働条件の引下げ14%となっている。いじめ・嫌がらせに関するあっせんの申請はなかった。

平成21年度において助言・指導を実行した80件のうち、解決が確認されたものが50件(解決率63%)であった。助言処理の平均処理日数は2.9日であった。

同じくあっせんがとり行われた11件のうち、解決が確認されたものが8件(解決率73%)であった。あっせんが行われなかった10件は、当事者の一方があっせんに参加しなかったものである。あっせん終了までの平均処理日数は24.4日であった。

事例1:いじめ・嫌がらせに係る助言・指導	
事案の概要	申出人は、上司から毎日「辞めてしまえ」などの暴言を浴びせ続けられている。この状態が1～2年続いており、精神的苦痛で夜も眠れない。このような職場環境を改善して欲しいとして、労働局長の助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の内容	社内の相談窓口を明確化した上で、再度、申出人と話し合うように助言を行った。
事例2:退職勧奨に係るあっせん	
事案の概要	申請人は、賃金の20%カットとなる大幅な賃金の引下げを通知された。理由を確認したが納得できなかったので拒否したが、会社は一方的に引下げを断行した。申請人は前年にも2度退職勧奨を受けており、今回の賃金引下げも一連の退職勧奨であると受け止めている。賃金引下げの撤回を求めたいが、どうしても退職を迫るのであれば金銭補償を求めたいとして、あっせんに申請したもの。
あっせんのポイント	あっせん委員が双方の主張を確かめ、当事者間の調整を行った結果、会社が解決金〇〇万円を支払い、申請人が退職することで双方の合意が成立した。

徳島県の個別労働紛争解決制度の運用状況(概要)

(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)※括弧内は平成 20 年度の実績

1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談 8,413 件(4,313)				
相談者の種類				
労働者	3,452 件(2,095)	事業主	3,730 件(1,752)	その他 1,231 件(466)
2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数 1,411 件(1,527)				
①相談者の種類				
労働者	1,156 件(1,246)	事業主	135 件(156)	その他 120 件(125)
②労働者の就労状況				
正社員	583 件(551)	パート・アルバイト	303 件(221)	派遣労働者 38 件(108)
期間契約社員	132 件(156)	その他	355 件(491)	
③紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計は1,683件となる。)				
普通解雇	349 件(397)	整理解雇	87 件(86)	懲戒解雇 39 件(25)
労働条件の引下げ	192 件(222)	退職勧奨	86 件(93)	出向・配置転換 55 件(69)
採用内定取消	11 件(4)	雇止め	33 件(83)	その他の労働条件 344 件(266)
育児・介護休業	14 件(6)	募集・採用	19 件(40)	雇用管理等 24 件(13)
いじめ・嫌がらせ	233 件(228)	その他	193 件(233)	
3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数				
(1) 助言・指導の申出の受付を行った件数 84 件(76)				
①労働者の就労状況				
正社員	25 件(34)	パート・アルバイト	39 件(13)	派遣労働者 3 件(1)
期間契約社員	11 件(16)	その他	6 件(12)	
②紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が98件となる。)				
普通解雇	19 件(17)	整理解雇	7 件(3)	懲戒解雇 1 件(1)
労働条件の引下げ	4 件(10)	退職勧奨	3 件(1)	出向・配置転換 0 件(3)
採用内定取消	2 件(1)	雇止め	2 件(5)	その他の労働条件 20 件(7)
育児・介護休業	1 件(0)	募集・採用	2 件(4)	雇用管理等 5 件(0)
いじめ・嫌がらせ	18 件(9)	その他	10 件(15)	
(2) 助言・指導の手続を終了した件数 84 件(76)				
終了の区分				
助言を実施	80 件(75)	解決したもの	50 件(41)	指導を実施 0 件(0)
取下げ	2 件(1)	打切り	1 件(0)	制度対象外 1 件(0) その他 0 件(1)
4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数				
(1) あっせんの申請の受理を行った件数 21 件(41)				
①労働者の就労状況				
正社員	9 件(27)	パート・アルバイト	6 件(8)	派遣労働者 0 件(1)
期間契約社員	5 件(5)	その他	1 件(0)	
②紛争の内容				
普通解雇	7 件(13)	整理解雇	5 件(8)	懲戒解雇 2 件(0)
労働条件の引下げ	3 件(7)	退職勧奨	0 件(1)	出向・配置転換 1 件(1)
採用内定取消	0 件(0)	雇止め	0 件(2)	その他の労働条件 1 件(3)
育児・介護休業	1 件(0)	雇用管理等	0 件(0)	
いじめ・嫌がらせ	0 件(4)	その他	0 件(5)	
(2) あっせんの手続を終了した件数 21 件(40)				
終了の区分				
当事者間の合意の成立	8 件(6)	うち解決したもの	8 件(6)	申請の取下げ 0 件(8)
打切り	13 件(26)	その他	0 件(0)	